

[事案 28-170] 損害賠償等請求

・平成 29 年 1 月 6 日 和解成立

<事案の概要>

募集代理店から、腎移植ドナーとしての入院・手術が給付金の支払対象となる旨の回答があり、給付金が支払われることを前提に個室での入院を選択したとして、入院給付金および手術給付金の支払い、または、差額ベッド代金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 4 月に契約した医療保険について、以下の理由により、入院給付金および手術給付金の支払い、または、病院へ支払った差額ベッド代金を支払ってほしい。

- (1)腎移植の手術の予定があるため、募集代理店に対し、入院・手術給付金の支払対象かどうかの問い合わせをしたところ、保険会社からの回答として、給付対象となる旨の回答を受けた。
- (2)上記回答を信じ、給付金が支払われることを前提に個室を選択し、病院に上級室料を支払うことになり、損害が生じた。給付金の支払いがなければ個室の選択はしなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款では、疾病入院給付金の支払要件として「疾病の治療を目的とすること」と定めており、また、手術給付金の支払要件として「疾病または傷害の治療を直接の目的とすること」と定めているため、腎移植のドナーのための入院・手術について給付金を支払うことはできない。
- (2)保険会社内での連携手違いによる誤った回答があったことは事実である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人が募集代理店へ支払事由を問い合わせたときの事情等を把握するため、申立人に対して、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金および手術給付金等の支払いは認められないものの、申立人は、募集代理店から、ドナーとしての腎移植の入院および手術は支払対象になるという回答を得たため、大部屋ではなく、個室での入院を選択したことが認められることから、和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。